

旭川市水道局条件付き一般競争入札実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、旭川市水道局が発注する建設工事並びに測量、工事に係る調査及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 一般競争入札の実施の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が130万円を超える建設工事並びに予定価格が50万円を超える測量、工事に係る調査及び設計業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等の性質、目的その他特別な事情により一般競争入札に適さないと認められる場合は、対象工事等としないことができる。この場合は、様式1により一般競争入札の対象工事等から除外する旨決定しておくものとする。

3 郵送方式による事後審査型一般競争入札の執行に当たっては、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領の規定を適用する。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札を行うときは、別紙1の標準公告例により公告するものとする。

2 前項の公告は、公告式条例（昭和25年条例第9号）に定める掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項のほか、上下水道部経営企画課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、旭川市水道局ホームページの利用等により周知を図るものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者として、対象工事等ごとに定める工事種別の資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(6) 対象工事等ごとに結成される共同企業体の場合にあつては、前各号のほか、旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準又は旭川市水道局建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領に規定する共同企業体としての要件も満たしていること。

(7) 前各号のほか、対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(入札参加資格の決定)

第5条 前条に掲げる入札参加資格は、対象工事等ごとに、旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要項の要項に基づく議を経て旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が決定するものとする。

(入札の参加申請)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を管理者に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、第3号から第6号に掲げるものについては、公告で示す対象工事等ごとに必要と認めて定める条件により、その提出をするものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 資本関係・人的関係調書（様式3）
- (3) 配置予定技術者調書（様式4）
- (4) 工事施工（業務履行）実績調書（様式5）
- (5) 共同企業体協定書
- (6) その他必要と認める書類

2 申請書等の提出方法は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受付けないものとする。

3 期限までに申請書等を提出しない者及び管理者が入札参加資格がないと認めた者は、当該一般競争入札に参加できないものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 管理者は、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）について、速やかに入札参加資格の有無を確認しなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知（様式6）しなければならない。

3 入札参加資格を認められなかった申請者は、管理者が定める日までに、その理由について説明を求めることができるものとし、管理者は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書（様式7）により説明するものとする。

4 管理者は、前項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合においては、第2項の通知を取消し、前項の説明と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

5 前各号の決定は、旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱に基づく議を経て管理者が行うものとする。

(入札参加資格の取消し)

第8条 管理者は、前条第1項の確認の後に、入札参加資格者が第4条に掲げる要件に該当しないと認めたとき及び申請書等に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書等の閲覧及び有償頒布)

第9条 対象工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第3条に規定する公告の日から入札日の前日（その日が旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日。以下同じ。）まで閲覧に供するほか、旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領（以下「有償頒布要領」という。）により有償頒布する。

2 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について質疑応答書（様式8）により、質問をすることができる。質疑応答書は入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等について管理者がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。

4 質疑応答書の提出があったときは、上下水道部経営企画課長は直ちに当該工事担当課長に回付するものとし、当該工事担当課長は公告において明示した質疑応答書の閲覧開始日の前日までに回答を付して、上下水道部経営企画課長に送付しなければならない。

(現場説明会)

第10条 管理者は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。ただし、現場説明書をもって、これに代えることができるものとする。

2 前項の規定により現場説明会を行う場合は、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

- (1) 現場説明を行う旨
- (2) 現場説明会の日時及び場所
- (3) その他管理者が必要と認める事項

3 前条第2項及び第4項の規定は、現場説明に対する質疑応答書の提出のあった場合に準用する。

(入札の方法)

第11条 入札の方法は、持参又は郵送により行うものとする。なお、共同企業体による場合は、代表者が入札を行うものとする。

2 郵送による場合は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領に準ずるものとする。

(入札の執行)

第12条 管理者は、入札の執行に先立ち、有償頒布要領第4条で規定する設計図書購入確認書を、入札参加者に提出させるものとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 落札者の決定に当たっては、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定を適用するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第13条 公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果の公表)

第14条 一般競争入札に付した工事は、入札後にその入札結果を公表するものとする。

2 前項の公表の方法等については、別に定めるところによる。

(手続の標準的日数)

第15条 一般競争入札の手続の運用に当たっては、別紙2に示す標準的日数を参考にして行うものとする。

(入札の中止等)

第16条 管理者は、入札を公正に執行することができないなど特別の事情があるときは、入札を延期し、又は取りやめることができるものとする。

2 管理者は、入札参加者が2者未満となることが明らかになったときは、入札を中止する。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

条件付き一般競争入札対象除外伺

下記工事（業務）については、旭川市水道局条件付き一般競争入札実施要綱第2条に定める対象工事（業務）としては施工することが不適當であるので、条件付き一般競争入札の対象から除外する。

1 工事（業務）名	
2 工期（履行期間）	
3 除外理由	

上記のとおり決定する。

年 月 日

工事担当	部 長					係 長	係
契約担当	部 長					係 長	係

工事担当 部 課

様式2 (共同企業体用)

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者
(共同企業体名)

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札番号

入札日

工事〔業務〕名

年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事〔業務〕に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
資本関係・人的関係調書(様式3)	有・無
共同企業体協定書	有・無
配置予定技術者調書(様式4)	有・無
工事施工実績調書(様式5)	有・無
総合評定通知書の写し	有・無
その他書類	有・無

水道局受付印

※ この申請書は、申請書受理時に旭川市水道局受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部(1部はコピー可)提出すること。

※ 申請締切日 ○○年○○月○○日

様式2(単体用)

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札番号

入札日

工事〔業務〕名

年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事〔業務〕に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
資本関係・人的関係調書(様式3)	有・無
配置予定技術者調書(様式4)	有・無
工事施工実績調書(様式5)	有・無
総合評定通知書の写し	有・無
その他書類	有・無

水道局受付印

※ この申請書は、申請書受理時に旭川市水道局受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部(1部はコピー可)提出すること。

※ 申請締切日 ○○年○○月○○日

様式3

資本関係・人的関係調書

共同企業体

会社名

申請日現在における、当社と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係 あり・なし (どちらかに○印)

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	
--------	--

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

3 取締役の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

注1 1で「なし」に○印を記入した場合は、2及び3の欄に記入する必要はない。

2 資本等で関係がある他の資格者を記載する場合は、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格を有している者のみを記入すること。

3 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

4 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。

様式4

配置予定技術者調書

共同企業体

会社名

氏名		経験年数	年
最終学歴	学校名・専攻学科		年卒
法令による免許	級	年取得	登録番号
	監理技術者資格者証	年取得	登録番号
	監理技術者講習修了証	年取得	修了証番号
職務区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者		
主 要 工 事 経 歴			
工事名			
発注機関名			
施工場所	(都道府県・市町村名)		
契約金額			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
従事役職			

注1 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

2 「法令による免許」には1級〇〇士、1級〇〇施工管理技士、監理技術者等その他の名称を入れ、当該免許の取得年月日、登録番号を記載すること。また、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に登録、更新した監理技術者については、監理技術者講習修了証の取得年月日、修了証番号も併せて記載すること。

3 「職務区分」は、該当する□にレを記入すること。

4 「従事役職」には、現場代理人、主任（監理）技術者等と記載すること。

工事施工実績調書

申請者名

受注者名			
工 事 名 称 等	工事名		
	発注機関名		
	契約金額		
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
	受注形態		
工 事 概 要			

注1 公告において明示した工事の施工実績例（代表的なものを2件以内）について記載すること。

- 2 「受注者名」は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合には当該共同企業体の名称を記載すること。
- 3 「施工場所」には、市町村名を記載すること。
- 4 「受注形態」は、単体又は共同企業体（出資比率又は分担額）別を記載すること。
- 5 旭川市水道局が発注した工事があれば、優先して記載すること。
- 6 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

業務履行実績調書

申請者名

受注者名			
業 務 名 称 等	業務名		
	発注機関名		
	契約金額		
	履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
	受注形態		
業 務 概 要			

- 注1 公告において明示した業務の履行実績例（代表的なものを2件以内）について記載すること。
- 2 「受注者名」は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合には当該共同企業体の名称を記載すること。
- 3 「受注形態」は、単体又は共同企業体（出資比率）別を記載すること。
- 4 旭川市水道局が発注した業務があれば、優先して記載すること。
- 5 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

様式6

旭水経 第 号
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

あなたから申請のあった工事〔業務〕に係る入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入札公告日	年 月 日
工事〔業務〕名	
入札参加資格の有無	無
入札参加資格がないと認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、管理者に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は 年 月 日までに旭川市水道局経営企画課契約係にその旨を記載した書面（様式自由）を提出してください。

様式7

旭水経 第 号
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

入札参加資格に係る理由説明書

下記工事〔業務〕において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

工事〔業務〕名	
(理由)	

様式8

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者

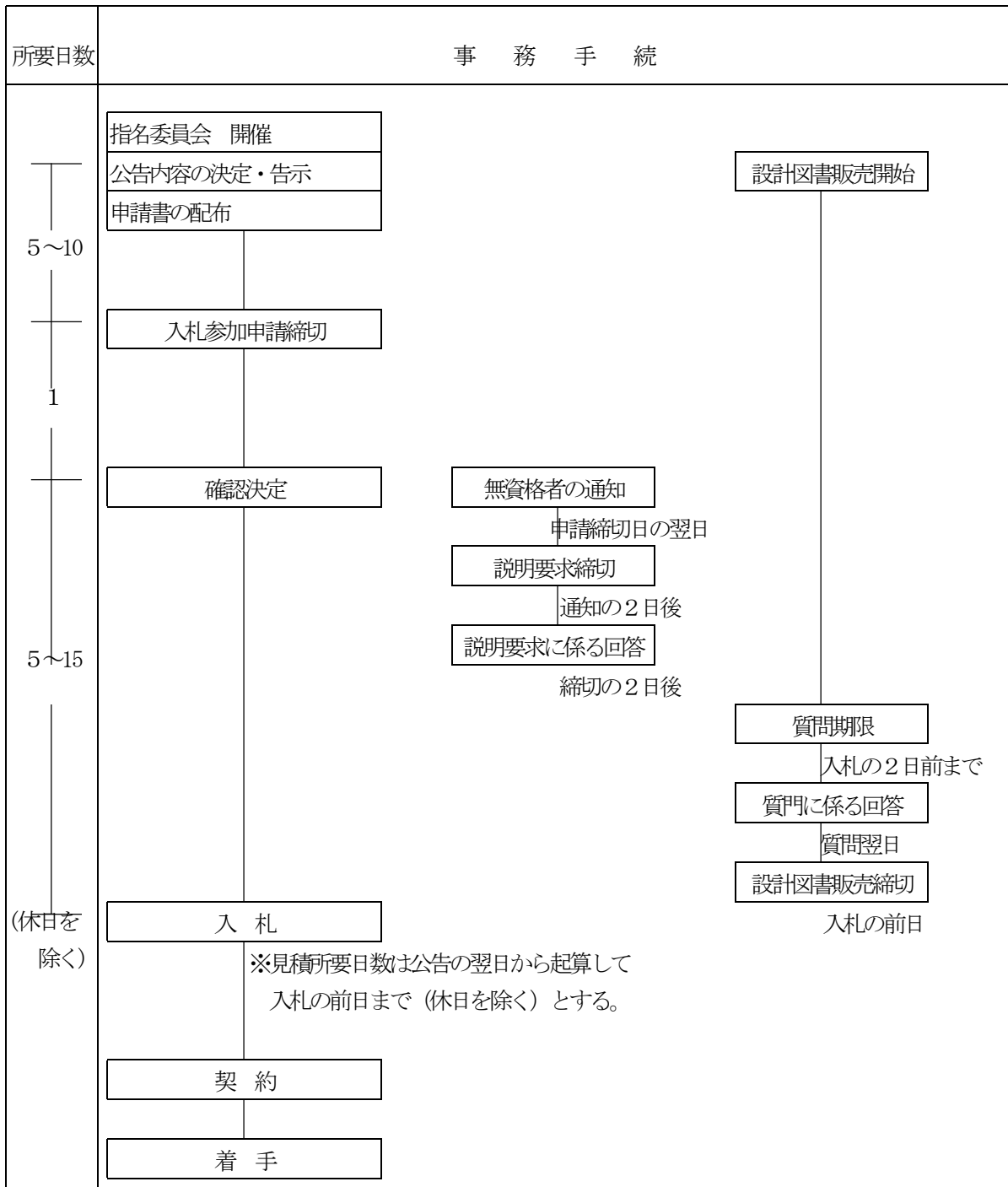
共同企業体

住所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 年 月 日

工事 [業務] 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
	<p data-bbox="836 1653 1331 1693">回答年月日 年 月 日</p>	

条件付き一般競争入札の流れ（モデル）



別紙1 (※・[]は選択要件)

(単体用)

標準公告例

(旭川市水道局告示第 号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び旭川市水道局契約規程(平成6年旭川市水道事業管理規程第7号)第3条の規定に基づき、条件付き一般競争入札について次のとおり公告する。

年 月 日

旭川市水道事業管理者

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事〔業務〕番号
- (2) 工事〔業務〕名
- (3) 工事場所 [業務の場合示さない]
- (4) 工期〔履行期間〕 着手の日(落札決定の翌日から7日以内で閉庁日を除く。)から
〇年〇月〇日まで〔△△日間〕
- (5) 工事〔業務〕概要
- (6) 設計金額 〇〇〇, 〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

※(1) 旭川市水道局における〇〇工事の入札参加資格が、〇(〇を除く。)等級に格付けされていること。【土木一式・建築一式・電気・管】

※(1) 旭川市水道局における〇〇工事〔業務〕の入札参加資格を有していること。【上記以外の業種】

[(2) 〇〇工事に係る直近の総合評定値通知書の総合評定値が〇〇〇点以上であること。]【指名委員会で決定】

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係・人的関係については21(3)参照。)

[(7) 本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できること。]【予定価格1億5千万円以上及び指名委員会で決定】】【予定価格1億5千万円以上及び指名委員会で決定】

※(8) 公告の日において、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登

録されていること。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登録簿上の本店を置く者に限る。

※(8) 公告の日において、旭川市水道局建設工事等競争入札参加

資格者名簿に「1 1 市内」、「2 2 市外」又は「3 2 市外」（「2 2 市外」及び「3 2 市外」にあっては、旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。）で登録されていること。【指名委員会で決定】

[(9) 建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。] 【指名委員会で決定】

※[(10) 過去〇年間（△△年度～△△年度）に本工事 [業務] と同種又は類似する工事 [業務]（2 1 (4) 参照。） [又は準ずる工事（2 1 (5) 参照。）] を [旭川市内で] 元請として施工 [履行] し完成 [完了] した実績（共同企業体による施工を含む。）を有する者であること。] 【指名委員会で決定】

※[(10) 過去〇年間（△△年度～△△年度）に本工事 [業務] と同種で概ね同規模の工事 [業務]（同種・同規模については2 1 (4) 参照。）を [旭川市内で] 元請として施工し完成した実績（共同企業体による施工を含む。）を有する者であること。] 【指名委員会で決定】

3 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、管理者から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）2部

イ 資本関係・人的関係調書（様式3）

[ウ 配置予定技術者調書（様式4）【技術者の配置を求める場合に必要】]

[エ 工事施工 [業務履行実績調書]（様式5）【実績を求める場合に必要】]

[オ 総合評定値通知書の写し（直近のもの）] 【総合評定値の要件を求める場合に必要】

[カ ○○○○【その他必要に応じて書類の名称を記載】]

なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあっては、指示した提出書類のほか指定する組合員名簿を提出すること。

(2) 提出期間 ○年○月○日（○）から ○年○月○日（○）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所 〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係

電話 0166-24-3171

FAX 0166-25-9500

(4) 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(5) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、 ○年○月○日

(○) までにその理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、下記アドレスの旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<http://www.water.asahikawa.hokkaido.jp/>

(7) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 ○年○月○日（○）

イ 提出場所 3(3)に同じ

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 管理者は、(1)の説明を求められたときは、○年○月○日（○）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事〔業務〕に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 ○年○月○日（○）から ○年○月○日（○）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 場所 旭川市水道局4階縦覧室

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次の販売店で設計図書を購入すること。

販売店 旭川市○条通○丁目

○○○○

電話 0166-○○-○○○○

FAX 0166-○○-○○○○

営業時間 ○○：○○～○○：○○

定休日 毎週○曜日

(3) 購入方法

ア 別紙、設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し、購入申込みをすること。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので、指定された日時に設計図書購入申込書を持参し、販売店で購入すること。

ウ 購入時には、販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。（設計図書購入確認書は入札時に使用するので保管しておくこと。）なお、入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 ○年○月○日（○）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 3(3)に電話連絡のうえファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は，次のとおり閲覧に供するとともに，旭川市水道局ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期限 ○年○月○日（○）までの休日を除く，午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 閲覧場所 5(1)イに同じ。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 ○年○月○日（○）（午前・午後）○時○分

(2) 入札及び開札の場所 旭川市水道局4階第2会議室

(3) 入札方法

※ア 入札書，設計図書購入確認書及び工事費内訳書を持参すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ，入札指定時刻の10分前までに受付を終え，入札会場内で待機すること。

ウ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇〇に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札，設計図書購入確認書[，工事費内訳書【工事のとき】]を提出しない者のした入札，旭川市水道局建設工事競争入札(見積合わせ)心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札[及び調査基準価格を下回って落札した者が当該落札に係る建設工事の完成検査結果通知書の通知日までにに行った調査基準価格を下回る入札【工事のとき】]は無効とし，これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお，管理者により入札参加資格のある旨を確認された者であっても，確認の後旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者，その他，入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。また，設計金額を超える入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で，最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし，最低制限価格を設けた場合において，最低制限価格を下回る入札があったときは，当該入札を失格とする。また，低入札価格調査制度を適用する場合において，落札者となるべき者の入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格

をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 工事費内訳書の提出【工事のとき】

- (1) 旭川市水道局工事費内訳書の提出等に関する試行要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書提出時に提出すること。
- (2) 提出された内訳書は、返却しない。

10 契約条項を示す場所

3 (3)の場所で閲覧に供するほか、下記アドレスの旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

<http://www.water.asahikawa.hokkaido.jp/>

11 契約書作成の要否[等]

契約書の作成を要する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

見積もった契約金額の10分の1以上の額を納付すること。[免除する。]

13 支払条件

- (1) 前 金 払 契約金額の4[3]【業務のとき】割以内に相当する額を行う。[しない。]
- (2) 中間前金払 契約金額の2割以内に相当する額を行う。[しない。]
- (3) 部 分 払 ○回以内行う。[しない。]

14 火災保険等付保の要否

要する。[要しない。]

15 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事[業務]の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする

16 入札執行回数

1回とする。

※17 低入札価格の調査【低入札価格調査の場合】

本工事[業務]は、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象工事[業務]である。

※17 最低制限価格制度【最低制限価格を設ける場合】

本工事〔業務〕は、旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施試行要領による最低制限価格を設定する。

ただし、有効な入札者が3者に満たない場合は、最低制限価格を設定せずに旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象工事〔業務〕とする。

18 調査基準価格を下回る落札の取扱い【工事のとき】

本工事は、旭川市水道局低価格落札に関する取扱試行要領の対象工事である。

19 配水管技能者等の配置【配水本管布設工事等のとき】

常用雇用している者のうち、配水管技能者等届（様式9）に記載されている資格のうち、何れか一以上の資格を有する者を配置すること。

20 建設工事に係る資材の再資源化等【税込み設計金額500万円以上の工事のとき】

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

21 債権譲渡の取扱い【工事のとき】

本工事は、旭川市水道局公共工事に係る工事請負代金債権譲渡を活用した融資制度及び地方建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領の対象である。

22 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局建設工事競争入札（見積合わせ）心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2(1)オでいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条

第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

※〔(4) 2 (10) でいう同種又は類似する工事とは、次のとおりである。

水道事業管理者が発注する水道管の布設（布設替）工事

(5) 2 (10) でいう準ずる工事とは、次のいずれかをいう。

ア 開発行為において水道水供給のため既設配水管との接続を含む工事（配水管の断水作業を伴うものに限る。）

イ 給水装置工事で既設配水管との接続を含む工事（配水管の断水作業を伴うものに限る。）

いずれも断水作業を直接請け負った者であり、水道事業管理者に提出している、施工計画承諾書に配水管等の施工業者として記載されている者（アの場合）又は給水装置工事承認通知書に旭川市給水工事指定店として記載されている者（イの場合）であり、この書面（写）の提出が可能であること。】【配水本管布設工事等のとき】【指名委員会で決定】

※〔(4) 2 (10) でいう同種・同規模とは、次のとおりである。

ア 同種工事〔業務〕

〇〇工を含む土木一式工事

〇以上の階数の鉄筋コンクリート造で延床面積△△㎡以上の建築一式工事

イ 同規模工事〔業務〕

契約金額総額が〇〇万円以上】【指名委員会で決定】

(6) 落札者は、旭川市水道局「現場代理人、主任技術者及び監理技術者」に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）〔第12条により準用される【業務のとき】〕第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する〔主任技術者（主任設計者）【業務のとき】〕現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次の書類のいずれかを添付すること。

ア 監理技術者資格者証(写)【業務のときは削除、以下繰り上がる】

イ 健康保険被保険者証(写)

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

エ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書
なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからエに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

オ 雇用期間確認免除申立書

【【業務のとき】

なお、雇用確認要領第12条により準用される第11条の規定（倒産による退職後再雇用された者の配置を規定）に該当する場合は、上記アからウに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

エ 雇用期間確認免除申立書】

(7) 納税証明書の提出

契約手続きにあたって、落札者（共同企業体にあつては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日から契約締結日までの間に交付する旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

別紙1 (※・[]は選択要件)

(共同企業体用)

標準公告例

(旭川市水道局告示第 号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び旭川市水道局契約規程(平成6年旭川市水道事業管理規程第7号)第3条の規定に基づき、条件付き一般競争入札について次のとおり公告する。

年 月 日

旭川市水道事業管理者

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事 [業務] 番号
- (2) 工事 [業務] 名
- (3) 工事場所 [業務の場合示さない]
- (4) 工期 [履行期間] 着手の日(落札決定の翌日から7日以内で閉庁日を除く。)から
○年○月○日まで
- (5) 工事 [業務] 概要
- (6) 設計金額 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たす共同企業体であること。

- (1) 構成員は、次のすべての要件を満たしていること。
 - ※ア 旭川市水道局における○○工事の入札参加資格が、○(○を除く。)等級に格付けされていること。【土木一式・建築一式・電気・管】
 - ※ア 旭川市水道局における○○工事 [業務] の入札参加資格を有していること。【上記以外の業種】
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - ウ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。(資本関係・人的関係については18(4)参照。)
 - [カ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。]【予定価格1億5千万円以上及び指名委員会で決定】

※キ 公告の日において、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登録簿上の本店を置く者に限る。

※キ 公告の日において、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」, 「22市外」又は「32市外」（「22市外」及び「32市外」にあっては、旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。）で登録されていること。【指名委員会で決定】

[ク 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。]【工事のとき】

(2) (1)の要件をすべて満たす〇者により構成されていること。

※ただし、代表者は〇等級に格付けされていること。

※ただし、代表者は〇〇工事に係る直近の総合評定値通知書の総合評定値が〇〇〇点以上であること。【指名委員会で決定】

(3) 各構成員の最低出資比率は、〇〇%以上とする。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。【2者JV30%, 3者JV20%】

(4) 各構成員が、当該工事〔業務〕の入札において2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

※(5) 代表者は、旭川市内に本店を有する者であること。

※(5) 代表者は、旭川市内に本店又は建設業法（本工事に対応する業種）に基づく許可を得た営業所等を有する者であること。【指名委員会で決定】

[(6) 代表者は建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。] 【指名委員会で決定】

[(7) 代表者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できること。] 【予定価格1億5千万円以上及び指名委員会で決定】

[(8) 代表者は、過去〇年間（ 〇年度～ 〇年度）に本工事〔業務〕と同種で概ね同規模の工事〔業務〕（同種・同規模については18(5)参照。）を[旭川市内で]元請として施工し完成した実績（共同企業体による施工を含む。）を有する者であること。] 【指名委員会で決定】

3 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、管理者から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）2部

イ 資本関係・人的関係調書（様式3）

ウ 共同企業体協定書

[エ 配置予定技術者調書（様式4）]

[オ 工事施工〔業務履行〕実績調書（様式5）] 【実績を求める場合に必要】

[カ 総合評定値通知書の写し（直近のもの）] 【総合評定値の要件を求める場合に必要】

[キ ○○○○【その他必要に応じて書類の名称を記載】]

なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあっては、指示した提出書類のほかに指定する組合員名簿を提出すること。

- (2) 提出期間 ○年○月○日 (○) から ○年○月○日 (○) までの旭川市の休日を定める条例(平成5年条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出場所 〒070-8541
旭川市上常盤町1丁目
旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係
電話 0166-24-3171
FAX 0166-25-9500
- (4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (5) 入札参加資格の確認
申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、○年○月○日(○)までにその理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、下記アドレスの旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。
<http://www.water.asahikawa.hokkaido.jp/>
- (7) その他
ア 申請書及び資料の作成並びに提出に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面(様式は任意)により管理者に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期限 ○年○月○日 (○)
イ 提出場所 3(3)に同じ
ウ 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(2) 説明を求められたときは、○年○月○日(○)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事〔業務〕に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 期間 ○年○月○日 (○) から ○年○月○日 (○) までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。
イ 場所 旭川市水道局4階縦覧室

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次の販売店で設計図書を購入すること。

販売店 旭川市○条通○丁目
○○

電話 0166-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 0166-〇〇-〇〇〇〇
 営業時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
 定休日 毎週〇曜日

(3) 購入方法

ア 別紙，設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し，購入申込みをすること。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので，指定された日時に設計図書購入申込書を持参し，販売店で購入すること。

ウ 購入時には，販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。（設計図書購入確認書は入札時に使用するので保管しておくこと。）なお，入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては，次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 3(3)に電話連絡のうえファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は，次のとおり閲覧に供するとともに，旭川市水道局ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期限 〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く，午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 閲覧場所 旭川市水道局4階縦覧室

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 〇年〇月〇日（〇）（午前・午後）〇時〇分

(2) 入札及び開札の場所 旭川市水道局4階第2会議室（旭川市上常盤町1丁目）

(3) 入札方法

ア 入札書，設計図書購入確認書及び必要とされた場合の工事費内訳書を持参すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ，入札指定時刻の10分前までに受付事務を終え，入札会場内で待機すること。

ウ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇〇に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 7入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札，設計図書購入確認書[，工事費内訳書【工事のとき】]を提出しない者のした入札，旭川市水道局建設工事競争入札(見積合わせ)心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札[及び調査基準価格を下回って落札した者が当該落札に係る建設工事の完成検査結果通知書の通知日までに行った調査基準価格を下回る入札【工事のとき】]は無効とし，これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお，管理者により入札参加資格のある旨を確認された者であっても，確認の後旭川市水道

局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。また、設計金額を超える入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

※9 工事費内訳書の提示

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求めることがある。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は、担当職員が確認の後返却する。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

※9 工事費内訳書の提出【工事のとき】

- (1) 旭川市水道局工事費内訳書の提出等に関する試行要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書提出時に提出すること。
- (2) 提出された内訳書は、返却しない。

10 契約条項を示す場所

3(3)の場所で閲覧に供するほか、下記アドレスの旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

<http://www.water.asahikawa.hokkaido.jp/>

11 契約書作成の要否[等]

契約書の作成を要する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 見積もった契約金額の10分の1以上の額を納付すること。[免除する。]

13 支払条件

- (1) 前金払 契約金額の4割以内に相当する額を行う。[しない。]

- (2) 中間前金払 契約金額の2割以内に相当する額を行う。[しない。]
- (3) 部分払 ○回以内行う。[しない。]

14 火災保険等付保の要否
要する。[要しない。]

15 入札の中止等
入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事〔業務〕の入札を延期又は中止することがある。
また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止する。
なお、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

16 入札執行回数
1回とする。

※17 低入札価格の調査【低入札価格調査の場合】

本工事〔業務〕は、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象工事〔業務〕である。

※17 最低制限価格制度【最低制限価格を設ける場合】

本工事〔業務〕は、旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施試行要領による最低制限価格を設定する。

ただし、有効な入札者が3者に満たない場合は、最低制限価格を設定せずに旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象工事〔業務〕とする。

18 調査基準価格を下回る落札の取扱い【工事のとき】

本工事は、旭川市水道局低価格落札に関する取扱試行要領の対象工事である。

19 配水管技能者等の配置【配水本管布設工事等の工事のとき】

常用雇用している者のうち、配水管技能者等届（様式9）に記載されている資格のうち何れか一以上の資格を有する者を配置すること。

20 建設工事に係る資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。【税込み設計金額500万円以上の工事のとき】

21 債権譲渡の取扱い【工事のとき】

本工事は、旭川市水道局公共工事に係る工事請負代金債権譲渡を活用した融資制度及び地方建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領の対象である。

22 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局建設工事競争入札（見積合わせ）心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2 (1) オでいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

※〔(4) 2 (10) でいう同種又は類似する工事とは、次のとおりである。

水道事業管理者が発注する水道管の布設（布設替）工事

(5) 2 (10) でいう準ずる工事とは、次のいずれかをいう。

ア 開発行為において水道水供給のため既設配水管との接続を含む工事（配水管の断水作業を伴うものに限る。）

イ 給水装置工事で既設配水管との接続を含む工事（配水管の断水作業を伴うものに限る。）

いずれも断水作業を直接請け負った者であり、水道事業管理者に提出している、施工計画承諾書に配水管等の施工業者として記載されている者（アの場合）又は給水装置工事承認通知書に旭川市給水工事指定店として記載されている者（イの場合）であり、この書面（写）の提出が可能であること。】【指名委員会で決定】

※〔(4) 2 (10) でいう同種・同規模とは、次のとおりである。

ア 同種工事【業務】

〇〇工を含む土木一式工事

〇以上の階数の鉄筋コンクリート造で延床面積△△㎡以上の建築一式工事

イ 同規模工事【業務】

契約金額総額が〇〇万円以上】【指名委員会で決定】

- (6) 落札者は、旭川市水道局「現場代理人、主任技術者及び監理技術者」に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）[第12条により準用される【業務のとき】]第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する[主任技術者（主任設計者）【業務のとき】]現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次の書類のいずれかを添付すること。

ア 監理技術者資格者証(写)【業務のときは削除、以下繰り上がる】

イ 健康保険被保険者証(写)

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

エ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからエに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

オ 雇用期間確認免除申立書

[【業務のとき】

なお、雇用確認要領第12条により準用される第11条の規定（倒産による退職後再雇用された者の配置を規定）に該当する場合は、上記アからウに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

エ 雇用期間確認免除申立書]

(7) 納税証明書の提出

契約手続きにあたって、落札者（共同企業体にあつては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日から契約締結日までの間に交付する旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。